

鳥取縣公報

昭和二十二年十一月十日
號外

鳥取縣經濟再建整備委員會規程

鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A列5

規則

◆鳥取縣規則第四十一號

鳥取縣經濟再建整備委員會規程を次のように定める。

昭和二十二年十一月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣經濟再建整備委員會規程

第一條 鳥取縣經濟再建整備委員會は企業再建整備法第

四四四條並びに金融機關再建整備法第七條第四十一條

第四十七條第四十九條及び第五十條の規定によりそ

權限に屬せしめた事項を行ふ。

第二條 鳥取縣經濟再建整備委員會は鳥取縣廳にこれを

置き鳥取縣知事の監督に屬する。

第三條 鳥取縣經濟再建整備委員會は會長一人及び委員

十五人でこれを組織する。

前項の定員の外必要ある場合に於ては臨時委員を置く

ことが出来る。

第四條 鳥取縣經濟再建整備委員會の會長は鳥取縣知事

を以てこれに充てる。

鳥取縣經濟再建整備委員會の委員及び臨時委員は縣經

濟部長、廣島地方經濟安定局關係官、廣島財務局鳥取

地方部長、廣島地方商工局關係官、日本銀行鳥取事務

所長、產業界代表、金融界代表、勞動代表及び學識經

驗あるものゝ中から知事がこれを命ずる。

第五條 會長は會務を總理する。

會長事故あるときは會長の指名する委員が會長の職務

を代理する。

第六條 鳥取縣經濟再建整備委員會に幹事若干名を置く

08400

00481

幹事は會長の指揮並受け庶務を整理する。

第七條 鳥取縣經濟再建整備委員會に書記若干名を置く。

書記は獨裁各體の有能吏員日本銀行職員及び學識經驗あるもの、中から知事がこれを任命する。

書記は上司の指揮を受け庶務に從事する。

附則

この規程は公布の日から其効力を發する。

昭和二十二年十一月十日印刷
昭和二十二年十一月十日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
(第三種郵便物認可)發行者：鳥取縣鳥取市東町
印刷所：鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣印刷所